

令和2年12月吉日

お客様 各位

高齢者のキャッシュカードによるATMのお取引の一部制限について

～詐欺被害からお客さまをお守りするために～

平素は、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

近年、ご年配のお客様を狙ってキャッシュカードをだまし取り、ATMから預金を引き出す等の詐欺被害が急増しています。

当金庫では、詐欺被害を未然に防ぐとともに大切なお客様の財産をお守りするための対策として、下記の通りキャッシュカードを利用したATMのお取引を一部制限させていただくことになりました。

お客様には、大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象となるお客様

当金庫のキャッシュカードを保有する**満70歳以上**のお客様のうち、当金庫ATMで過去3年以上キャッシュカードによる出金(現金出金やお振込み)のご利用をされていないお客様。

2. ATMご出金およびお振込みの制限内容

(1) ATMの現金出金限度額を「**0(ゼロ)円**」に設定させていただきますので、**キャッシュカードによるATMでのご出金取引ができなくなります。**

(2) ATMのお振込み限度額を「**0(ゼロ)円**」に設定させていただきますので、**キャッシュカードによるATMでのお振込みができなくなります。**

なお、キャッシュカードによる「お預入れ」は、従来通りご利用が可能です。

3. ご利用制限の開始時期

(1) 現金出金の利用制限 令和3年2月22日(月)

(2) 振込の利用制限 平成29年6月1日(木)より実施済み

4. ATMご出金およびお振込みの継続利用

対象のお客様が、キャッシュカードによるATMでの継続ご利用を希望される場合は、平日の営業時間内に当金庫窓口へ「ご本人確認書類(運転免許証等)」・「ご通帳またはキャッシュカード」・「口座のお届け印」をご持参のうえ、お申し出ください。

以上

— 暮らしのとなりに、いつもふくしん —

